

令和5年度「空の移動革命」実現に向けた事業環境整備調査業務委託 業務仕様書

1 目的

現在国内では、2025年の大阪・関西万博における国内初の空飛ぶクルマ商用飛行をめざし、官民一体となり取組が加速化している。

同時に、安全・安心な運航に必要な専用離着陸場（以下、パーティポートとする）については、国の官民協議会に設置された離着陸場WGで官民による議論がなされており、今年度10月頃を目途にパーティポート整備指針の公表が予定されるなど、実用化に向けての制度整備も徐々に進みつつある。

三重県においても、空飛ぶクルマを活用したビジネスの創出を通じて地域課題の解決を図り、地方の豊かさを活かした持続可能な地域をめざして取組を進めている。

このような状況のもと、本業務では、県内における旅客サービスの将来的な運航規模を試算するとともに、関係者へのヒアリングや事業採算性の検討等を行うことにより、県内での民間事業者によるパーティポート整備の促進・機運醸成につなげることを目的とする。

2 業務内容

令和5年度「空の移動革命」実現に向けた事業環境整備調査業務委託

3 履行期間

契約日から令和6年3月22日（金）

4 業務概要

（1）業務内容

ア 運航規模の検討・経済波及効果の試算

a 三重県における運航フェーズの設定・運航規模の検討

・三重県版ロードマップにおいて、空飛ぶクルマ（乗用）事業化を2020年代後半に置いているが、その時点为空飛ぶクルマの活用初期とする。それ以降、2035年頃、2040年頃をそれぞれ拡大期、成熟期として設定し、各期の運航フェーズにおいて、それぞれ想定される飛行ルート、運航規模等（利用者数、運航便数等）を検討する。
※初期の飛行ルート、運航規模等については、「空港接続」、「県内移動」、「周遊観光」の3つの運航サービスをベースに検討を行うこと。

※初期の飛行ルートの県内の出発地及び目的地は、主要観光地から選定し、空港接続・県内移動ともに4か所程度（重複も可）とすること。

※飛行ルートの選定に当たっては、契約締結後に三重県と協議の上決定すること。

b 運航フェーズ毎の経済波及効果の試算

・aで検討したそれぞれのフェーズにおける運航規模をベースとして、運航領域・パーティポート運営領域を合わせた県内の経済波及効果の試算を行う。

※パーティポートの運営形態は、民設・民営を前提とすること。

イ パーティポート候補エリアへのヒアリング・事業採算性の試算

a パーティポート候補エリアの施設ヒアリング

・アのaで検討した初期フェーズにおける飛行ルートから少なくとも3箇所を選定し、各施設や立地する市町担当者に対して将来的なパーティポート整備の意向や、周辺土地の活用状況、アで検討した運航規模等の実現可能性、懸念すべき事項等に関するヒアリングを実施する。このヒアリングの結果を踏まえて、必要に応じ

て運航規模等の修正を行う。

※ヒアリングには、県担当者の同席を前提とする。

※ヒアリングの際は、Web 会議システムを活用することも可とする。

※場外離着陸場が設置されている施設に関しては、その活用可否や、現状の活用実績についても聞き取りすること。

b バーティポートが必要とする規模感・施設・設備の検討

・アの a で検討した各運航フェーズにおける運航規模をもとに、イの a で選定したバーティポート候補エリアにおけるバーティポートの面積や必要な施設・設備を検討する。

※充電設備・保安施設等、付帯設備についても検討すること。

※国内外の制度整備を参考に、検討を行うこと。

c バーティポート整備費用・事業採算性の検討

・b のバーティポートの規模感・施設・設備から、各バーティポート整備に必要な費用を試算し、それらをもとに、各バーティポートにおける事業採算性を試算する。

ウ バーティポート整備に関する課題整理

・ア、イを踏まえ、民間事業者による県内でのバーティポート整備に向けた課題の整理を行い、その課題に対する対応策や今後の県としての方向性の整理・提言を行う。

エ 取組の情報発信

・ア～ウにかかる内容について、三重県が令和 6 年 2 月下旬頃に開催する「空の移動革命にかかるシンポジウム」で取組に関する発表を行う。

オ 調査報告書の作成

・ア～ウの調査・検討結果を調査報告書として作成し、納入すること。納入は履行期限までに以下の方法で行うこととする。

・報告書は、開示版・非開示版の 2 種類を作成し、バーティポート候補エリア等、県内の具体的な施設名が記載された箇所は非開示版に組み込むこと。

【納入品】

・電子データ：1 部（Word、Excel 等で作成し、「データを格納した CD-R 等を郵送」または、「電子メールにデータを添付」、「その他ファイル共有ソフトの活用」のいずれかの方法で納品すること。ただし、納品にあたっては、情報漏洩の危険性に鑑み、セキュリティに十分配慮すること。）

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、ア～ウの調査・検討結果を調査報告書として作成し、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

なお、報告書は開示版・非開示版の 2 種類を作成し、バーティポート候補エリア等、県内の具体的な施設名が記載された箇所は非開示版に組み込むこと。

ア 提出方法

電子データ：1 部（Word、Excel 等で作成し、「データを格納した CD-R 等を郵送」または、「電子メールにデータを添付」、「その他ファイル共有ソフトの活用」のいずれかの方法で納品すること。ただし、納品にあたっては、情報漏洩の危険性に鑑み、セキュリティに十分配慮すること。）

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和 6 年 3 月 22 日（金）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し提出すること。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班

Tel : 059-224-2227 FAX : 059-224-2078 E-mail : sougyo@pref.mie.lg.jp

担当 : 北出、三野